

自転車事故が高額賠償となるケースが発生しています

事故防止の努力とともに、万が一の事故への備えがますます重要になってきました。

■ 自転車事故の高額賠償事例

ケース

1

判決認容額

9,521 万円

【事故の概要】

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）



ケース

2

判決認容額

5,438 万円

【事故の概要】

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55才）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。（東京地方裁判所 平成19年4月11日判決）

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。出典：一般社団法人日本損害保険協会HP「自転車事故と保険」より抜粋

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は公益社団法人全国子ども会連合会を保険契約者とし、安全共済会加入者ご本人（18才未満の場合は安全共済会加入者の親）を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（公益社団法人全国子ども会連合会）に交付されます。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。また、WEB画面記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEB画面に入力していただきます。正しく入力していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、前年度と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。
（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

詳しくは右記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。
右記コードからご確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項の
ご説明



GN22D010833

お支払いする
保険金および
費用保険金の
ご説明



GN23D010034

団体保険契約者

公益社団法人全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 TEL：03-5319-1741 FAX：03-5319-1744

取扱代理店

株式会社 保険代付社

〒141-0031
東京都品川区西五反田3丁目7-1 4 三信ビル9階
TEL:03-6631-4366 FAX:03-6631-4367

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号

— 事故が起こった場合は —

遅滞なく下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。